

改正

平成18年12月19日規則第22号
平成19年5月25日規則第9号の2
平成19年9月19日規則第13号
平成20年5月28日規則第9号
平成21年3月23日規則第4号
平成21年9月17日規則第14号
平成22年1月10日規則第1号
平成24年2月27日規則第2号
平成24年3月30日規則第12号
平成25年3月21日規則第3号
平成26年3月31日規則第17号の3
平成26年9月12日規則第24号
平成27年12月17日規則第23号
平成28年3月31日規則第13号
平成28年11月28日規則第35号
平成29年3月31日規則第17号

川南町営住宅管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川南町営住宅管理条例（平成9年川南町条例第19号。以下「条例」という。）第54条の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居者の資格)

第2条 条例第5条第1項に規定する規則に定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が、身体障害にあっては身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の

1級から4級までのいずれかに該当する程度、精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度、知的障害にあつては本号に規定する精神障害の程度に相当する程度であるもの

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）（別表）第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法（別表）第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者で、同法第3条第3項第3号の規定による一時保護若しくは同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は同法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 町長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 町長は、入居の申込みをした者が第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の地方自治体に意見を求めることができる。

4 条例第5条第1項第2号アに規定する規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が、身体障害者にあつては第1項第2号に規定する身体障害の程度、精神障害にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度、知的障害にあつてはこの号に規定する精神障害の程度に相当する程度であるもの

イ 第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に該当するもの

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(町営住宅入居申込書)

第3条 条例第7条第1項に規定する町営住宅への入居の申込みは、町営住宅入居申込書（様式第1号）による。

(入居決定通知)

第4条 条例第7条第2項に規定する入居決定者への通知は、町営住宅入居決定通知書（様式第2号）による。

(入居者選考委員会)

第5条 条例第8条第4項の規定による入居者選考委員会（以下「委員会」という。）は、町長が必要と認めるときに設置する。

2 委員会は、委員長1人、副委員長1人、委員若干名をもって構成する。

3 委員会の議事は、出席委員過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(入居補欠者)

第6条 条例第9条に規定する入居補欠者としての有効期間は、次の公募の抽選日までとする。ただし、その期間において入居を辞退したときは、補欠者としての権利を失う。

(誓約書)

第7条 条例第11条第1項第1号に規定する誓約書は、誓約書（様式第3号）による。

2 前項の誓約書には、連帯保証人2人の収入証明書又は資産証明書並びに印鑑証明書及び納税証明書を添付しなければならない。

(連帯保証人)

第8条 前条第2項の連帯保証人については、入居申込み時に65歳未満でなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りでない。

(入居許可書)

第9条 条例第11条第5項に規定する入居可能日の通知は、町営住宅入居許可書(様式第4号)により行う。

(同居の承認及び異動)

第10条 条例第12条第1項に規定する規則で定めるところにより同居の承認を受けようとするときは、町営住宅同居承認申請書(様式第5号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、次のいずれかに該当する場合は、町単独住宅において同居の承認をしてはならない。

(1) 前項の申請の承認により、当該入居者に係る収入が、条例第5条第1項第2号に規定する金額を超える場合。ただし、ひばりが丘二にあつては、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第9条に規定する金額を超える場合とする。

(2) 当該入居者が、条例第42条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合

3 町長は、前項の規定にかかわらず、病気その他特別の事情により、当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させる必要があると認めたときは、同居の承認ができる。

4 入居者は、死亡、転出、氏名の変更等による異動があつた場合は、町営住宅入居者異動届(様式第6号)を、町長に提出しなければならない。

(入居者の名義変更)

第11条 条例第13条に規定する承認の申請は、町営住宅名義人変更申請書(様式第7号)による。

2 前項の申請書を提出する場合には、連帯保証人の変更を併せて行わなければならない。

3 町長は、次のいずれかに該当する場合は、単独住宅において入居の承継の承認をしてはならない。

(1) 前項の申請の承認を受けようとする者が、入居者と同居していた期間が1年に満たない場合

(2) 前項の申請の承認により、当該承認を受けようとする者に係る収入が、令第9条に規定する金額を超える場合

(3) 入居者が、条例第42条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者であつた場合

4 前項の規定にかかわらず、病気その他特別の事情により、入居者が死亡又は退去時に同居していた者への入居の承認が必要であると認めたときは、入居の承継の承認ができる。

(収入の申告等)

第12条 条例第15条第1項に規定する収入の申告は、収入申告書(様式第8号)により、町長に提出しなければならない。

2 条例第15条第3項に規定する認定は、当該入居者に対して、収入認定通知書（様式第9号）により通知する。

3 条例第15条第4項に規定する規則で定めるところにより意見を述べるときは、意見申出書（様式第10号）により、町長に提出しなければならない。

（家賃の減免又は徴収猶予の申告等）

第13条 条例第16条に規定する家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者は、町営住宅家賃減免（徴収猶予）申請書（様式第11号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を承認又は不承認したときは、当該申請者に対して、町営住宅家賃減免（徴収猶予）承認（不承認）通知書（様式第12号）により通知する。

（修繕箇所の報告）

第14条 条例第23条第1項に規定する必要な注意を払うこととして、修繕を必要とする箇所が生じたときは、町営住宅又は共同施設の修繕箇所を、町長に報告するものとする。

（禁止行為）

第15条 条例第24条に規定する周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 町営住宅、共同施設及びその敷地内で家畜ペット類を飼育すること。
- （2） 町営住宅を他人の迷惑となるような集会に使用すること。
- （3） 町営住宅内で営業すること。
- （4） 前3号に定めるもののほか、社会通念上適当でないと認められる行為

（長期不在届）

第16条 条例第25条に規定する規則で定めるところにより届出をするときは、町営住宅を不在にする日の5日前までに町営住宅不在届（様式第13号）により、町長に届け出なければならない。

（用途併用の承認）

第17条 条例第27条ただし書に規定する住宅以外の用途に併用するための承認を得ようとするときは、町営住宅併用承認申請書（様式第14号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を承認又は不承認したときは、当該申請者に対して、町営住宅用途併用承認（不承認）通知書（様式第15号）により通知する。

（模様替え等の申請）

第18条 条例第28条第1項ただし書に規定する町営住宅を模様替えし、又は増築するための承認を得ようとするときは、町営住宅増築（模様替）承認申請書（様式第16号）により、町長に提出し

なければならない。

- 2 町長は、第1項の申請を承認又は不承認したときは、当該申請者に対して町営住宅増築（模様替）承認（不承認）通知書（様式第17号）により通知する。

（収入超過者等に関する認定）

第19条 条例第29条第1項に規定する収入超過者の認定は、当該入居者に対して、町営住宅収入超過者認定通知書（様式第18号）により通知する。

- 2 条例第29条第2項に規定する高額所得者の認定は、当該入居者に対して、町営住宅高額所得者認定通知書（様式第19号）により通知する。

- 3 条例第29条第3項に規定する規則で定めるところにより意見を述べるときは、第12条第3項に規定する意見申出書により、町長に提出しなければならない。

（住宅明渡しの届出）

第20条 条例第41条に規定する明渡しをしようとするときは、町営住宅明渡届出書（様式第20号）により、町長に届け出なければならない。

（明渡し請求）

第21条 条例第42条第1項に規定する町営住宅の明渡し請求は、町営住宅明渡請求書（様式第21号）により行うものとする。

（使用手続）

第22条 条例第44条第1項に規定する規則で定めるところにより、町営住宅の使用目的、使用期間その他当該町営住宅の使用にかかわる事項を記載した書面は、町営住宅使用許可申請書（様式第22号）による。

- 2 条例第44条第2項の規定による通知は、町営住宅使用許可（不許可）通知書（様式第23号）により行う。

（使用料）

第23条 条例第45条の規定による使用料は、町営住宅を現に使用する者について、条例第14条第1項の規定による家賃に準ずる。

（立入検査員証）

第24条 条例第52条第3項に規定する証票は、川南町営住宅立入検査員証（様式第24号）による。

附 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成18年12月19日規則第22号）

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年5月25日規則第9号の2）

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年9月19日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年5月28日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月23日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月17日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年1月10日規則第1号）

この規則は、平成22年1月15日から施行する。

附 則（平成24年2月27日規則第2号）

この規則は、平成24年2月27日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条第1項第1号の規定において、昭和31年4月1日以前に生まれた者が60歳に満たない場合においても、同号の条件を有する者とみなす。

附 則（平成25年3月21日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条第5項第2号の規定において、入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居者のいずれもが同日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合においても、同号の条件を有する者とみなす。

附 則（平成26年3月31日規則第17号の3）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の川南町営住宅管理条例施行規則の規定により交付してある町営住宅入居許可書は、改正後の相当規定により交付したものとみなす。

附 則 (平成26年9月12日規則第24号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月17日規則第23号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第13号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28年11月28日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第17号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

町 営 住 宅 入 居 申 込 書

希望団地		年 月 日	受付番号						
川南町長 様									
				申込者 印					
川南町営住宅管理条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり町営住宅の入居を申し込みます。なお、本書に虚偽の記載があるときは無効とされても異議を申しません。									
本籍地									
現住所				電話					
勤務先	名称								
	住所			電話					
入居する家族	続柄	氏名	生年月日	個人番号	年齢	性別	職業等	平均月収	
	本人								
住宅困窮の事情	1	保安上危険又は衛生上有害な建物に居住している。							
	2	過密な居住環境である。		部屋数 部屋に対し同居人数 人					
	3	立ち退き要求を受けているが立ち退き先がない。							
	4	遠距離通勤である。		片道の所要時間 分 (交通手段)					
	5	収入に対し家賃高価である。		月額家賃 円 (月収の %)					
	6	婚約中で住宅がないために結婚できない。							
	7	その他具体的 ()							
連帯保証人 予定者	現住所	氏名	年齢	職業	月収				
上記の者は、町税の滞納がないことを確認する。									
年 月 日			税務課 担当				印		

備考

- 1 住宅困窮事情の欄は該当の数字を○で囲み必要事項を記入してください。
- 2 町外から申込みをされる方は、完納（納税）証明書を添付してください。
- 3 電話番号の変更については、必ず連絡をお願いします。

(注) 町営住宅の空き通知については、電話連絡の後、2日以内（休日は除く。）に入居の意思が確認できない場合又は連絡が着かない場合は、次の待機者へ順番を譲ります。

様式第2号（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

町 営 住 宅 入 居 決 定 通 知 書

様

川南町長 ㊟

年 月 日付で申込みのありました、町営住宅の入居を下記のとおり決定したので、川南町営住宅管理条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

団 地 名	住 宅 号		
所 在 地	川南町大字	番地	
入 居 者 氏 名		世帯員数	名

備考

入居決定日から10日以内に住宅入居の手続きを行ってください。

様式第3号（第7条関係）

誓 約 書

団 地 名	住 宅 番 号	入 居 時 家 賃	敷 金

上記町営住宅の入居決定を受けましたので、川南町営住宅管理条例、同条例施行規則及び下記条項を遵守することを連帯保証人の連署をもって誓約します。

記

- 1 毎月末日までに当月分の家賃を納めます。
- 2 毎年一回、指定された期間内に収入の申告をします。
- 3 住宅内においては、いかなる営業もしません。
- 4 住宅の内外を問わず無断で増築、模様替えはしません。
- 5 住宅内においては、他人の迷惑となるような家畜獣は飼育しません。
- 6 住宅を他人の迷惑となるような集会に使用しません。
- 7 入居申込書に虚偽の記入のあった場合又は、入居資格に違反した点があった場合、失格者として処理されても異議の申立てはしません。
- 8 無断で譲渡若しくは転貸し、又は同居人を入れることはしません。
- 9 家屋の小修理については、私の責任において実施します。
- 10 家屋の使用保管については、常に火気その他清掃等に最善の注意を払い、滅失破損に対しては賠償の責を負います。
- 11 入居後3年を経過し収入超過者として認定された場合は、当該住宅の明渡しの努力をするとともに、入居後5年を経過し高額所得者として認定された場合には速やかに当該住宅を明渡します。

以上

入居者	現住所	生年月日	年	月	日生
	氏名	Ⓜ 自宅電話 ()		—	
	勤務先	勤務先電話 ()		—	

上記入居者が家賃又は損害賠償金、その他の費用を負担できないときは、私どもがその義務を履行します。

連 帯	本 籍	生年月日	年	月	日生
	現住所	自宅電話 ()		—	
	氏名	Ⓜ (実印) 入居者との関係			
保証人	本 籍	生年月日	年	月	日生
	現住所	自宅電話 ()		—	
	氏名	Ⓜ (実印) 入居者との関係			
	勤務先	勤務先電話 ()		—	

川南町長 様

様式第4号 (第9条関係)

町 営 住 宅 入 居 許 可 書

団地名・番号	住宅			号
住宅の所在地	川南町大字			番地
入居者氏名		世帯員数		名
入居時家賃・敷金	家賃	円	敷金	円
入居可能日	年 月 日			
入 居 す る 家 族	続柄	氏名	生年月日	備考
	本人		・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
上記住宅の入居を許可したので通知します。				
年 月 日 川南町長 ㊟				
<p>(注 意)</p> <p>1 川南町営住宅管理条例及び同条例施行規則を遵守してください。</p> <p>2 火気については、特に取締りを厳にしてください。</p> <p>3 許可なく建物の改造、増築をしないでください。</p> <p>4 建物の破損は速やかに届け出てください。なお、ガラス・たたみ・ふすまなどの修理は、入居者の負担となります。</p> <p>5 住宅の転貸は、禁止します。</p> <p>6 住宅を退去されるときは、たたみ・ふすまの交換と部屋（特にトイレ・風呂・流し台）の清掃は、ていねいに行ってください。</p> <p>7 退去検査は、入居者の立合いを原則として、掃除のできていないときなどは、再検査になりますのでしっかり行ってください。</p> <p>(明渡し事項)</p> <p>町長は、入居者が次の事項に該当するときは、住宅の明渡し請求をすることがあります。</p> <p>1 家賃を3か月以上滞納したとき。</p> <p>2 高額所得者として認定されたとき。</p> <p>3 不正行為によって入居したとき。</p> <p>4 住宅又は、共同施設を故意に破損したとき。</p> <p>5 電気、ガス等の費用を負担しないとき。</p> <p>6 保管義務に違反したとき。</p>				

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

町営住宅同居承認申請書

川南町長 様

団地名 住宅 号
氏名 ㊟
電話 ー

下記の者を町営住宅に同居させたいので、川南町営住宅管理条例施行規則第10条第1項の規定により申請します。

記

同居者氏名	続柄	生年月日	個人番号	年齢	性別	勤務先等	備考
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
同居後の世帯員数	名						
同居年月日	年 月 日						
申請の理由 ・出生 ・転入 ・その他							

備考

住民票・所得証明書又は同意書等を添付してください。

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

町 営 住 宅 異 動 届

川南町長 様

団地名 住宅 号
氏 名 印
電 話 ー

下記のとおり町営住宅の入居者に異動がありましたので、川南町営住宅管理条例施行規則第10条第4項の規定により届け出ます。

記

異 動 者 氏 名	続柄	生 年 月 日	年 齢	性 別	転 出 (居) 先 等
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
異 動 後 の 世 帯 員 数	名				
異 動 年 月 日	年 月 日				
届 け の 理 由 ・ 転 出 (居) ・ 死 亡 ・ 離 婚 ・ そ の 他					

備考

住民票・住民票除票等異動の事実を証明する書類を添付してください。

様式第7号 (第11条関係)

年 月 日

町営住宅名義人変更申請書

川南町長 様

申請者氏名 ㊟

電 話 ー

下記のとおり町営住宅の名義人変更をしたいので、川南町営住宅管理条例施行規則第11条第1項の規定により申請します。

記

団地名・番号		住宅 号					
新 名 義 人		新世帯員 数				名	
旧 名 義 人		旧世帯員 数				名	
入 居 家 族	氏 名	続 柄	生年月日	個 人 番 号	年 齢	性 別	勤務先等
		本 人	・ ・				
			・ ・				
			・ ・				
			・ ・				
変更の理由							

備考

- 1 名義人変更の理由となるべき事実を証明する書類を添付してください。
- 2 この申請を行うには連帯保証人の変更が必要となりますので、新たに連帯保証人2人の連署する誓約書及びその連帯保証人の印鑑証明書、所得証明書及び納税証明書を添付してください。

様式第8号（第12条関係）

住宅 号
様

年 月 日

川南町長 殿

団地名 住宅

住宅番号

入居者氏名

印

収入申告書

電話番号 { (自宅)
(勤務先)

川南町営住宅管理条例施行規則第12条の規定に基づき、私及び同居者の前年（年1月1日～年12月31日）の所得について、所得を証明する書類を添えて次のとおり申告いたします。

記

氏名	続柄	生年月日	年齢	個人番号	所得状況			控除要件の対象状況								所得金額	控除金額	
					所得種類	勤務先等	年間所得	一般	老人	特扶	障害	特障	老齢	寡婦	寡婦			
入居者																		
同居者																		
別居扶養親族																		

※太枠の中に必要事項を記載してください。

- (添付書類)
- 世帯課税証明書又は同意書
 - 障がい者手帳又は療育手帳等の写し
 - 離職票等（収入がないことを証明する書類）

(処理欄)

所得の合計 円
 控除額 円
 収入年額 円
 収入月収 円

入居年月日
 年 月 日
 入居期間
 年 月
 昨年度認定収入月収額
 円

I II III IV V VI VII 裁V 裁VI 高額

様式第9号（第12条関係）

住宅 号
様

川南町長

収入認定通知書

団地	枝	棟

川南町営住宅管理条例（以下「条例」という。）第15条第3項に基づき、あなたの収入（同居者の収入を含む。）を認定しましたので、同条例施行規則第12条の規定により通知します。
また、条例第14条第1項により算出した家賃もあわせて通知します。

住宅名	
-----	--

合計所得金額	合計控除額		その他控除額	控除後の所得					認定月額		
円	円		円	円					円		
入居者	区分	続柄	所得金額	扶養	特定扶養	老人扶養	障害	特別障害	老年	寡婦	寡夫
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								

※区分：配…配偶者 非：非同居者

家賃①	円	近傍同種家賃②	円	負担調整減額③	円	減免額④	円
-----	---	---------	---	---------	---	------	---

※①は②を超えない

月額家賃	(①又は②) - ③ - ④ (年 月より新家賃で徴収開始)	円
------	------------------------------------	---

この認定に異議がある場合、退職などにより本人若しくは同居者の収入に変動があった場合又は、別居の扶養親族に異動があった場合は本年3月31日までに意見を申し出ることができます。
その場合、役場建設課に様式がありますので所得の増減を証明する書類を一緒に提出してください。

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

意 見 申 出 書

川南町長 様

団地名 住宅 号
氏 名 ㊟
電 話 ー

年 月 日付け（文書番号）で収入の認定通知を受けましたが、その決定に異議がありますので、川南町営住宅管理条例施行規則第12条第3項の規定により、意見を申し述べます。

認定を受けた所得金額	円
自己で算出した所得金額	円
差 引 き 増 減 額	円
意見の内容	
所得金額計算の基礎	

備考

意見申し出の理由を証明する書類を添付してください。

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

町営住宅家賃減免（徴収猶予）申請書

川南町長 様

団地名 住宅 号
氏 名 ㊦
電 話 ー

下記の理由により家賃の減免（徴収猶予）をしていただきたいので、川南町営住宅管理条例施行規則第13条第1項の規定により申請します。

申 請 理 由

入居者状況

氏 名	生年月日	個人番号	続柄	性別	勤務先

備考

上記申請理由を証明する書類を添付してください。

様式第12号（第13条関係）

町営住宅家賃減免（徴収猶予）承認（不承認）通知書

住宅 号
様

川南町長 印

年 月 日付けで申請のありました家賃の減免（徴収猶予）につきましては、下記のとおり承認（不承認）と決定しましたので、川南町営住宅管理条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

記

現 在 の 家 賃	月額	円
減 免 す る 額	月額	円
減 免 後 の 家 賃	月額	円
減 免（徴 収 猶 予）期 間	年 月分から	年 月分まで
減 免（徴 収 猶 予）を する 理由		
不 承 認 の 理 由		

(教示)

この処分について不服がある場合は、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川南町長に対して審査請求することができます。

また、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川南町を被告として（訴訟において川南町を代表する者は川南町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

これらの期間内であってもこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、正当な理由があるときは、これらの期間が経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第13号（第16条関係）

年 月 日

町 営 住 宅 不 在 届

川南町長 様

団地名 住宅 号
氏 名 ㊦
電 話 ー

下記の理由により長期不在しますので、川南町公営住宅管理条例施行規則第16条の規定により届けます。

なお、使用しない期間の住宅の保管についてはその責任を負います。

記

不 在 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
不 在 の 理 由	
不在期間の住所	
連 絡 先	
備 考	

備考

その他町内での連絡先があれば備考欄に記入してください。

様式第14号（第17条関係）

年 月 日

町営住宅用途併用承認申請書

川南町長 様

団地名 住宅 号
氏名 ㊦
電話 ー

下記のとおり町営住宅の一部を住宅以外の用途に使用したいので、川南町営住宅管理条例施行規則第17条第1項の規定により、申請します。

記

併用する箇所	
併用する用途	
併用する期間	年 月 日から 年 月 日
併用する理由	

様式第15号（第17条関係）

町営住宅用途併用承認（不承認）通知書

住宅 号
様

川南町長 印

年 月 日付けで申請のありました町営住宅用途併用につきましては、下記のとおり承認（不承認）と決定しましたので川南町営住宅管理条例施行規則第17条第2項の規定により通知します。

記

併用する箇所	
併用する用途	
併用する期間	年 月 日から 年 月 日
不承認の理由	

(注意事項)

承認した用途以外に併用しないこと。

(教示)

この処分について不服がある場合は、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川南町長に対して審査請求することができます。

また、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川南町を被告として（訴訟において川南町を代表する者は川南町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

これらの期間内であってもこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、正当な理由があるときは、これらの期間が経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第16号（第18条関係）

年 月 日

町営住宅増築（模様替）承認申請書

川南町長 様

団地名 住宅 号

氏 名 ㊦

電 話 ー

下記のとおり町営住宅の増築（模様替）をしたいので、川南町営住宅管理条例施行規則第18条第1項の規定により、申請します。

なお、別紙誓約書の条項を遵守することを連帯保証人と誓約します。

記

名 称・用 途	
設 置 しよう と す る 理 由	
設 置 概 要	
備 考	

備考

- 1 位置図及び設計図を添付してください。
- 2 申請内容と現状が一致しない場合には、撤去を命ずる場合があります。

別紙

誓 約 書

- 1 将来住宅を退去するときには、増築（模様替）したものを次の入居者にそのまま譲り渡しをしないで、責任を持って除却します。
- 2 町が建替事業等を行うときは、直ちに自己の責任をもって除却します。
- 3 家族構成の変化、その他の基準に適合しなくなったときは、不適正に使用することなく、直ちに除却します。
- 4 隣家及びその他住宅内の入居者に迷惑をかけません。

以上のことを、連帯保証人と連署をもって誓約します。

年 月 日

申請者	住宅名	住宅	号	生年月日	年	月	日生
	氏名		㊦	自宅電話（ ）	—		
	勤務先			勤務先電話（ ）	—		
連帯保証人	本籍			生年月日	年	月	日生
	現住所			自宅電話（ ）	—		
	氏名		㊦	(実印)			
	勤務先			勤務先電話（ ）	—		

川南町長 様

備考

連帯保証人は町内に居住するものとし、印鑑証明を添付すること。

様式第17号（第18条関係）

町営住宅増築（模様替）承認（不承認）通知書

住宅 号
様

川南町長 印

年 月 日付けで申請のありました町営住宅増築（模様替）につきましては、下記のとおり承認（不承認）と決定しましたので川南町営住宅管理条例施行規則第18条第2項の規定により通知します。

記

名 称・用 途	
設 置 概 要	
不 承 認 の 理 由	
備 考	

承認の条件

- 1 川南町営住宅管理条例及び川南町営住宅管理条例施行規則を遵守すること。
- 2 増築物により他に被害を与えぬよう十分措置すること。万一他に被害を与えた場合は全責任を負うこと。

(教示)

この処分について不服がある場合は、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川南町長に対して審査請求することができます。

また、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川南町を被告として（訴訟において川南町を代表する者は川南町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

これらの期間内であってもこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、正当な理由があるときは、これらの期間が経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第18号（第19条関係）

住宅 号
様

川南町長

収入超過者認定通知書

団地	枝	棟

あなたの収入（同居者の収入を含む。）を認定した結果、川南町営住宅管理条例（以下「条例」という。）第29条第1項に規定する収入超過者として認定しましたので、同条例施行規則第19条の規定により通知します。

収入超過者は、条例第30条の規定により、住宅を明け渡すよう努力する義務が発生します。
また、引き続き入居する場合は下記の「月額家賃」（未申告者は近傍同種の住宅の家賃）を支払っていただくことになります。

住宅名	
-----	--

合計所得金額	合計控除額		その他控除額	控除後の所得				認定月額			
円	円		円	円				円			
入居者	区分	続柄	所得金額	扶養	特定扶養	老人扶養	障害	特別障害	老年	寡婦	寡夫
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								

※区分：配…配偶者 非：非同居者

家賃 ① 円	近傍同種家賃② 円	認定された率③	収入超過者家賃④ 円	負担調整減額⑤ 円	減免額⑥ 円
-----------	--------------	---------	---------------	--------------	-----------

※①④は②を超えない
④=①+ (②-①) × ③

月額家賃	(④又は②) - ⑤ - ⑥ (年 月より新家賃で徴収開始)	円
------	------------------------------------	---

この認定に異議がある場合、退職などにより本人若しくは同居人の収入に変動があった場合又は、別居の扶養親族に異動があった場合は本年3月31日までに意見を申し出ることができます。
その場合、役場建設課に様式がありますので所得の増減を証明する書類を一緒に提出してください。

様式第19号（第19条関係）

住宅 号
様

川南町長

高額所得者認定通知書

団地	枝	棟

あなたの収入（同居者の収入を含む。）を認定した結果、川南町営住宅管理条例（以下「条例」という。）第29条第2項に規定する高額所得者として認定しましたので、同条例施行規則第19条の規定により通知します。

高額所得者は、条例第32条第1項の規定により、住宅の明渡請求の対象となります。

また、引き続き入居する場合（明渡請求を受けた場合は、明渡期限到来日まで）は、下記の「月額家賃」を支払っていただくことになります。

住宅名	
-----	--

合計所得金額	合計控除額		その他控除額	控除後の所得				認定月額			
円	円		円	円				円			
入居者	区分	続柄	所得金額	扶養	特定扶養	老人扶養	障害	特別障害	老年	寡婦	寡夫
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								
			円								

※区分：配…配偶者 非：非同居者

家賃①	円	近傍同種家賃②	円	負担調整減額③	円	減免額④	円
-----	---	---------	---	---------	---	------	---

※①は②を超えない

月額家賃	(①又は②) - ③ - ④ (年 月より新家賃で徴収開始)	円
------	------------------------------------	---

この認定に異議がある場合、退職などにより本人若しくは同居人の収入に変動があった場合又は、別居の扶養親族に異動があった場合は本年3月31日までに意見を申し出ることができます。その場合、役場建設課に様式がありますので所得の増減を証明する書類を一緒に提出してください。

様式第20号（第20条関係）

年 月 日

町 営 住 宅 明 渡 届 出 書

川南町長 様

退去者氏名 ㊦

下記のとおり町営住宅を明渡しますので、川南町営住宅管理条例施行規則第20条の規定により届けます。

記

団 地 名	住宅番号	明 渡 時 家 賃	敷 金
住宅	号	円	円
明 渡 予 定 年 月 日	年 月 日		
退 去 検 査 年 月 日	年 月 日 午前・午後 時		
退 去 の 理 由			
移 転 先	住 所		
	電 話		
敷 金 の 還 付 方 法			
備 考			

退 去 検 査 書

明 渡 ま だ の 家 賃	年 月 日分まで納入済み			
た た み	電 気	く み 取 り		
ふ す ま	水 道	壁		
障 子	ガ ス	流 し		
ガ ラ ス	清 掃 (内)	蛇 口		
建 具 類	清 掃 (外)	風 呂		
照 明	鍵 類	そ の 他		
備 考				
検 査 完 了 年 月 日	年 月 日			

様式第21号 (第21条関係)

文 書 番 号
年 月 日

町営住宅明渡請求書

住宅 号
様

川南町長 印

あなたは、次の理由に該当するので、川南町営住宅管理条例第 条第 項の
規定により、住宅の明渡しを請求します。

請 求 理 由	
明 渡 期 限	年 月 日
備 考	

様式第22号（第22条関係）

年 月 日

町営住宅使用許可申請書

川南町長 様

社会福祉法人等の名称

代表者名

㊟

下記のとおり町営住宅を使用したいので、承認していただきますよう川南町営住宅管理条例施行規則第21条第1項の規定により申請します。

記

希望団地	住宅	
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日	
町営住宅を	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
現に使用	現住所	電話 () —
	勤務先等	電話 () —
する者	月收入金額	円

様式第23号 (第22条関係)

町営住宅使用許可（不許可）通知書

様

川南町長

印

年 月 日付けで申請のありました町営住宅の使用につきまして、下記のとおり許可（不許可）と決定しましたので川南町営住宅管理条例施行規則第21条第2項の規定により通知します。

記

使用団地	住宅 号		
使用開始可能日	年 月 日		
使用料	円	敷 金	円
使用許可目的			
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日		
住宅を使用する者	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
不許可の理由			

(注意事項)

使用に当たっては、川南町営住宅管理条例及び川南町営住宅管理条例施行規則を遵守すること。

(教示)

この処分について不服がある場合は、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川南町長に対して審査請求することができます。

また、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川南町を被告として（訴訟において川南町を代表する者は川南町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

これらの期間内であってもこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、正当な理由があるときは、これらの期間が経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第24号（第24条関係）

(表)

	年	月	日交付
川南町営住宅立入検査員証			
使用期間	年	月	日から
	年	月	日まで
所 属			
氏 名			
	年	月	日生
川南町営住宅管理条例施行規則第23条に規定する立入検査員証			
川南町長			㊟

(裏)

この証票を携帯する者は、川南町営住宅管理条例により関係の物件若しくは書類を
実地検査する職権を有するもので、その関係条文は次のとおりである。

川南町営住宅管理条例（抜すい）
（立入検査）

第52条 町長は、町営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは、町長の指定した職員に町営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している町営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該町営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。